コンプライアンス〔法令遵守〕 個人情報保護・ハラスメント防止 人権・同和・身体拘束・虐待

大寿園 職員研修



コンプライアンスとは

法令等の遵守にとどまらず

組織が大切にする価値観に則って

判断・行動すること、

組織に向けられた社会的要請に

鋭敏に反応し目的を実現していくこと。

社会の見方が変わった

× ごまかしは許されない

- ✗ 不当な競争を許さない
- ✗ 不正を許さない
- ※ 安全や人権を脅かすことを許さない

不祥事が発生すると

ブランドの価値の低下

自社へのダメージ

社会からの信頼失墜

存続も危うくなる

職員のやる気も低下

組織の求心力も弱まる

コンプライアンスはなぜ必要か

モラルの低下

規律のゆるみ

チェック機能の形骸化



コンプライアンス違反が発生

日本赤十字社の目的 〈日本赤十字社法・定款〉

日本赤十字社は、赤十字に関する諸条約及び赤十字国際会議において決議された諸原則の精神にのっとり、赤十字の理想とする人道的任務を達成することを目的とする。

ミッション・ステートメント



日本赤十字社のコンプラインスの柱

- 1 社会からの期待と信頼に応えること
- 2 赤十字の諸原則や法令・規則等を遵守すること
- 3 日本赤十字社の社会的責任を果たすこと
- 4 赤十字職員として高い倫理性を持つこと
- 5 会員意識を持つこと

職員の服務等に関する諸規則

- (1) 日本赤十字社職員就業規則準則
- (2) 日本赤十字社職員倫理規程
- (3) 日本赤十字社ハラスメント防止規程
- (4) 日本赤十字社の保有する情報の公開に関する実施要綱
- (5) 日本赤十字社の保有する個人情報保護規程
- (6) 日本赤十字社における公益通報の処理等に関する規程
- (7) 日本赤十字社ソフトウェア管理規程
- (8) 日本赤十字社情報セキュリティ基本規程 ほか

日赤 大寿園 基本理念

赤十字精神(人道・博愛・奉仕)にのっとり 赤十字の理念とする人道的任務を達成 することを目的とする。

スローガン

≪ 誠実・協調・感謝 ≫

入園者に対して

- 1. いつも笑顔ですばやく対応
- 2. 愛情と感謝の気持ちで良い処遇
- 3. 個別処遇とゆとりの介護
- 4. 居室は常に美しく

職員間では

- 1. 元気なあいさつ、明るい職場
- 2. 目配り、気配り、思いやり
- 3. 自己啓発で処遇の向上
- 4. 健康管理と環境整備

人権・同和・身体拘束・虐待 (利用者・職員を含む)

基本的人権の尊重について 日本国憲法第13条

「すべて国民は、個人として尊重される。生命、 自由及び幸福追求に対する国民の権利につい ては、公共の福祉に反しない限り、立法その他 の国政の上で、最大の尊重を必要とする」

高齢者虐待防止について

- ①身体的虐待
- ②心理的虐待
- ③放棄放任
- 4性的虐待
- ⑤経済的虐待

身体拘束と高齢者虐待との関係

「緊急やむを得ない場合」以外の身体拘束は、高齢者虐待に該当

- ■「緊急やむを得ない場合」として拘束が認められる例外3要件
 - 1)切迫性 利用者本人又は他の利用者等の生命又は 身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
 - 2) 非代替性 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと
 - 3) 一時性 身体拘束その他の行動制限が一時的なものである こと

上記に加え、適正手続きが必要

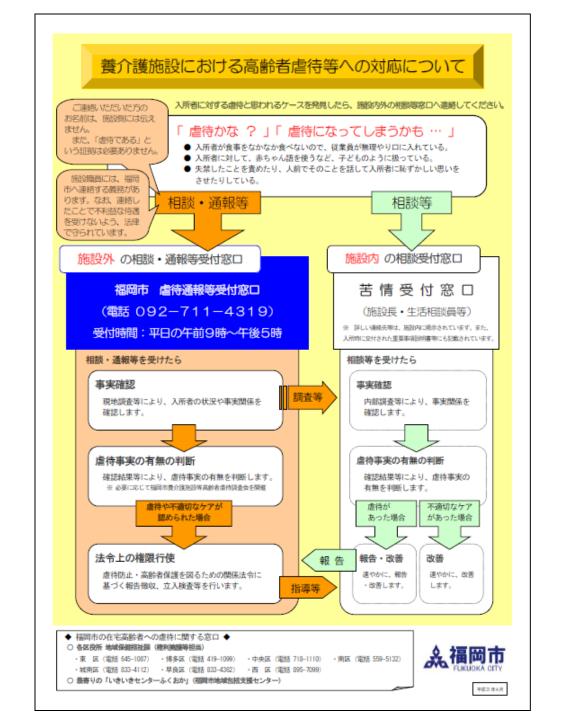
- * 個人ではなく組織としての判断(「サービス担当者会議」「身体拘束廃止委員会」)
- * 本人や家族への説明(目的、方法、時間帯、期間などできるだけ詳しい説明が必要) 「家族の同意」があれば、例外3要件が必要ないということはないので注意が必要
- * 観察と再検討による定期的再評価(尊厳への配慮)⇒必要なくなれば、速やかに解除
- *記録の義務付け(2年間保存)

25

発見・通報について

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

- ★保健医療福祉関係者には早期発見努力義務(第5条)
- ★「高齢者の権利を無視した行為の放置」は、養介護施設従事者等による放棄放任にあたる
- ★通報義務>守秘義務(第21条) 通報義務は、業務上の守秘義務、個人情報保護義務等よりも優先される 自分が働く施設で虐待を受けた高齢者を発見した時は通報しなければ ならない。
- ★通報した者を特定させる情報は洩らされない(第23条)
- ★通報等による不利益取り扱いの禁止(第21条7項) 通報等をしたことを理由に、解雇,降格、減給などその他不利益な取扱い を受けない。(ただし、虚偽であるもの過失によるものを除く)



職員の服務等に関する規程の状況

ミッションステートメント

「わたしたちの決意」

職員就業規則準則

第9条「基本的義務」

第11条「体面の保持」

第12条「機密保持」

職員倫理規程

第2条「職員の心構え」

第3条「規程等の遵守」

第4条「関係業者との接触に当たっての禁止事項」

ハラスメント防止規程

第3条「セクシュアルハラスメントの禁止」 (職員の責務)

第4条「パワーハラスメントの禁止」(職員の責務)

第5条「妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの禁止」 (職員の責務)

個人情報保護規程

第9条「職員の責務」

ソフトウェア管理規程

第12条「職員等の責務」

情報セキュリティ基本規程

第5条「職員等の責務」

業務の適正な執行について

職員の出張について

関係業者との接触について

日本赤十字社職員就業規則準則

(基本的義務)

- 第9条 職員は、本規則のほか、日本赤十字社職員倫理規程、日本赤十字社ハラスメント防止規程、日本赤十字社の保有する個人情報保護規程その他職員の服務に関する規程等を遵守するほか、赤十字職員としての自覚を持って常に次の事項に留意しなければならない。
- (1)会員、奉仕者、献血者、患者、利用者(児)等に対して、常に敬意と感謝の念を もって懇切丁ねいな態度で接すること。 (2)・(3)は略
- 2 職員は、勤務時間中は所属上長の指揮命令に従い、常に周到なる注意をもって その定められた職務に専念しなければならない。

(体面の保持)

第11条 職員は、常に健康の増進を図り、技能の錬磨に努め、礼節を重んじ品位、 体面の保持に遺憾のないよう心掛けなければならない。

(機密保持)

第12条 職員は、自己の担当する職務であると否とを問わず業務上の機密又は業務上の場合とではならない。なお、解雇又は退職を発令された後においても同様とする。

就業規則データの格納先

就業規則のデータは下記に格納されているので各人で確認する。

- •職員就業規則
- 嘱託 臨時 パートタイマー就業規則

共有フォルダ

「mydata」⇒「内規・規則集」⇒「最新就業規則」

日本赤十字社職員倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、日本赤十字社が会員、赤十字活動への奉仕者、善意の献血者等をはじめ広く国民の善意信頼に支えられて成り立っていることを、日本赤十字社職員が認識し職務の執行に対する国民の信頼を確保することを目的とする。

(職員の心構え)

- 第2条 職員は、日本赤十字社の使命が日本赤十字社法第1条に定める人道的任務 の達成であることを自覚し、この使命を達成するために常に赤十字の諸原則に基づ きその職務に専念しなければならない。
- 2 職員は、自らの行動が日本赤十字社に対する国民の信頼に影響を与えることを深く 自覚するとともに、日常の行動について常に公私の別を明らかにしなければならない。

(規程等の遵守)

第3条 職員は、職員就業規則等関係規則の定めるところに従い、その職務にあたらなければならない。

(関係者との接触に当たっての禁止事項)

第4条 職員は関係業者との間で、次に掲げる行為を行ってはならない。(以下略)

日本赤十字社ハラスメント防止規程

(趣旨)

第1条 この規程は、日本赤十字社における人事の公正の確保、職員の利益の保護及び職員の能力の発揮を目的として、ハラスメントの防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職員の責務)

第3条 セクシュアルハラスメントの禁止

第4条 パワーハラスメントの禁止

第5条 妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの禁止

日本赤十字社の保有する個人情報保護規程

(基本理念)

第3条 個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取扱われるべきものであることにかんがみ、その適正な取扱いが図られなければならない。

(職員の責務)

第9条 職員は、本規程の定めるところに従い、個人情報を取扱わなければならない。

「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、当該情報が含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの。

【個人識別符号】 例)パスポート番号・運転免許証番号・基礎年金番号等

【要配慮個人情報】 例) 既往歴・健康診断結果・ストレスチェック結果

【特定個人情報】 例)マイナンバー

大寿園の管理体制

個人情報管理者 園長

個人情報管理補助者事務課長

特定個人情報事務取扱担当者 庶務係長•庶務係担当主事

個人情報の取扱いと方法とは

- ○適正な取得と利用
 - ①利用目的の特定と明示
 - ②利用目的の範囲内での取得と利用
 - ③第三者提供の制限
- 〇適正な管理
 - ①人的安全管理措置
 - ②物理的安全管理措置
 - ③技術的安全管理措置

個人情報漏えい事故の実態

情報漏洩事故のほとんどが、「個人情報」を預かっている職員(人)による、個人情報の「運搬」「持ち出し」及び「会話」という日常業務の中で発生しています。

紛失

ノートパソコン・USBメモリー等の 持出し厳禁

ウィルス感染

誤廃棄

職員同士の会話

盗 難

誤操作

ソーシャル・メディア



日本赤十字社における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領

(目的)

第1条 この要領(以下「対応要領」という。)は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「法」という。)及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(平成27年2月24日閣議決定。)に即して、日本赤十字社が自主的に法第8条に規定する事項に関し、日本赤十字社職員(再雇用職員・嘱託職員・臨時職員・パートタイマーを含む。以下「職員」という。)が適切に対応するために必要な事項を定めるものとする。

(不当な差別的取扱いの禁止)

第2条 職員は、法第8条第1項の規定のとおり、その事業を行うに当たり、障害(身体障害、知的障害、精神障害 (発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害をいう。以下この対応要領において同じ。)を理由として、障害 者(障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。以下 この対応要領において同じ。)でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害して はならない。

(合理的配慮の提供)

第3条 職員は、法第8条第2項の規定のとおり、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮(以下「合理的配慮」という。)の提供に努めなければならない。

(違反に対する措置)

第5条 本要領に違反した職員に対しては、職員就業規則の定めるところにより懲戒処分を行う。

日本赤十字社における公益通報の処理等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益通報者保護法(平成16年法律第122号。以下「法」という。) の趣旨を踏まえ、日本赤十字社における公益通報者の保護、公益通報の処理その 他必要な事項を定めることにより、不正行為等の早期発見及びその是正を図り、 もって法令等の規定の遵守に資することを目的とする。

(不利益取扱いの禁止)

第14条 日本赤十字社は、通報者等が通報等を行ったことを理由として、通報者等に 対する懲戒等の不利益な取扱いをしてはならない。

(秘密保持義務)

第16条 この規程に定める業務に携わる者は、業務上知りえた秘密を漏えいしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

【データ格納】⇒同規程データは下記のとおり格納 「ネットワーク(マイデータ)」 ⇒ 「内規・規則集」

日本赤十字社職員専用 外部相談窓口

メンタルヘルス

■電話相談・面談の予約受付 (全国各地に面談場所があります)

∞0120-177-131

平日: 10 時~21 時 / 土·日·祝: 9 時~17 時 ※年末年始除く(12月29日~1月4日)

> 家のことで 悩んでいる (家庭、子育で、) 介護のことなど)

仕事の事で 悩んでいる 誰に相談 したらいいか わからない



困ったら 迷わず

パワハラ・ 職場で不正が セクハラの被害に 行われている… あっている…

職場の人には 相談しに^{くい}…

ハラスメント&ヨンプライアンス違反

■雷託相談

∞0120-177-361

平日: 12 時~21 時 / +・日・祝: 9 時~17 時 ※年末年始降く(12 目 29 日~1 目 4 F

■web 相談 (年中無休、24 時間)

https://www.safetynet.co.jp/member/form/

ログイン情報

ユーザー名: jrc





ご相談は株式会社セーフティネットがお受けします。 秘密は守られますので、安心してご利用ください。 safety NET 株式会社セーフティネット



ハラスメント予防は職場全体の問題

| | ◆ 士気の低下 | パフォーマンス低下! | |
|-----------|------------------------------|------------|--|
| 被害者に与える影響 | ◆ パフォーマンスの悪化 | | |
| | ◆ メンタル不調: うつ病、パニック障害、PTSD等 | | |
| | ◆ 懲戒処分 | | |
| 加害者への影響 | ◆ 法的責任: 犯罪行為、名誉棄損、人格権侵害等 | | |
| | | | |
| 企業がこうむる影響 | ◆ 問題解決に至るまでの時間・労力・コスト | | |
| | ◆ 職場風土の悪化 →業績低迷、人材流出 | | |
| | ◆ 法的責任: 使用者責任、職場環境配慮義務違反等 | | |
| | ⇒事業主は、職場を労働できる環境として整備する責務を負う | | |
| | ◆ 企業のイメージダウン、信頼失墜 | | |

出典:(あかるい職場応援団「研修資料」)

ハラスメント

・セクハラ

・カラハラ

・パワハラ

・テクハラ

・マタハラ

・エイハラ

・モラハラ

・シルハラ

・アルハラ

・スメハラ

・ジェンダハラ

・パーハラ

セクシュアルハラスメントの定義

職場において、相手の性的指向や性自認の状況に関わらず、異性だけでなく同性に行なわれる職員の意に反する性的な言動に対するその当該職員の対応により当該職員がその労働条件につき不利益を受け(対価型)、又は当該性的な言動により当該職員の勤務環境が害される(環境型)行為

相手方が不快に感じるかどうかが重要な尺度になる



■「職員」とは?

- ・正規職員、嘱託職員、臨時職員、パートタイマー、派遣職員
- 業務上職員と関わる取引先、献血者、患者、ボランティア、 施設利用者、学校における生徒等も含みます。

■「職場」とは?

- 労働者が業務を遂行する場所
- 通常就業している場所以外(出張先など)であっても該当
- ・職場の人間関係が影響する場所(職場懇親会など)も「職場」とみなされる。
- 派遣社員においては派遣先も含まれ、その問題解決の責任は派遣先にも 生じる。



セクシュアルハラスメントの判断基準

- 受け手が不快になるかならないか。
- 業務とは無関係な行為。
- 相手にとって受け入れられない行為は、決して許されない。
- セクシュアルハラスメントを受けた職員がその後の人間関係が悪くなることを心配して、意思表示ができない場合がある。
- 男性から女性だけではなく、女性から男性、同性間の言動も含まれる。

パワーハラスメントの概念①

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内

の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、他の者に精神的・

身体的な苦痛を与えたり、職場環境を害するような行為

出典: (厚生労働省「職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議ワーキング・グループ報告」(H24年))

パワーハラスメントの概念②

■「職場」の範囲

- 労働者が業務を遂行する場所
 - →通常就業している場所以外も含む

例:取引先の事務所、打ち合わせをする飲食店等

例:就業時間外の宴会、休日の連絡等

■「職場内の優位性」

- →相手に対して実質的に影響力のある者
 - □上司→部下 □同僚→同僚 □部下→上司
- →上司・同僚であってもキャリアや技能に差があるような場合
- →雇用形態の違い

■「業務上の適正な範囲」

→業務上必要な指導を、相当性を欠くとは言えない範囲内(表現、回数、態様等)で行うものは、相手がどう受け止めるかに関わらずパワーハラスメントには該当しない。

具体的なパワーハラスメント行為例 (6つの行動類型)

① 身体的な攻撃 暴行•傷害 ② 精神的な攻撃 脅迫・名誉毀損・侮辱・ひどい暴言 ③ 人間関係からの 隔離・仲間外し・無視 切り離し 業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制、 ④ 過大な要求 仕事の妨害 業務上の合理性なく、能力や経験とかけ離れた程度の ⑤ 過小な要求 低い仕事を命じることや仕事を与えないこと ⑥ 個の侵害 私的なことに過度に立ち入ること



④~⑥の線引きは、難しいケースもありうる。業務上の適正な指導との線引きが必ずしも容易でない。

何が「業務の適正な範囲を超える」かは、**業種や企業文化の影響を受け**、具体的な判断は行為が行われた状況や行為が継続的であるかどうかによっても左右される部分もある。各施設・職場で認識をそろえ、その範囲を明確にすることが望ましい。

出典: (厚生労働省「職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議ワーキング・グループ報告」(H24年))

パワーハラスメントになりうる行為例

- 身体的な暴力をふるう。
- 退職届の提出をストレートに強要する。
- 何度も一方的にミスを厳しく非難する。
- 業務上必要な情報や知識を与えない。
- 「お前バカか?」「会社を辞めてしまえ!」等の指導の域を超えた 言葉を発する。
- 容姿や人格に関する罵詈雑言・誹謗中傷的発言を言い続ける。
- 仕事を与えない。
- 過重労働に追い込む。
- 有給休暇の許可を与えない。
- 相談や意見を常にはねつける。
- 無視したり、明らかに冷淡な態度をとる。

指導とパワーハラスメントとの違い

| 意識 | 指導 | パワーハラスメント |
|----|--|--|
| 育成 | 部下に対し、自らの欠点を自覚 させ、併せて長所を気づかせる | 好き嫌いや、憂さ晴らしなど、個 人的な感情が優先されている |
| 改善 | 事後的なフォローにより、叱責 前の状況よりも引き上げるため の努力をする | フォローなし。このための改善が 見られない場合、再度同じ叱責を 無意味に繰り返す |
| 目的 | 叱責の必要性が明確で、その必 要性を部下に理解させる | 第三者が見て、叱責の理由が理解 できない |
| 配慮 | 人目につく場所での叱責は極力 避ける | 必要もないのに人前で叱責する |

出典:(株式会社インソース研修資料)

妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの定義

職場において、上司や同僚が、職員の妊娠・出産・育児休業及び介護休業等に関する制度又は措置の利用に関する助言により当該職員の勤務環境を害すること並びに妊娠・出産・育児休業及び介護休業等に関する言動により当該職員の勤務環境が害される行為

- ■「職場」とは、セクシュアルハラスメント同様、職員が職務に従事 する場所
- ■「職員」とは、正規職員のみならず、嘱託職員、臨時職員、パートタイマーや派遣職員等も含む。そして行為の対象となるのは、 妊娠・出産した女性職員及び育児休業等を申出・取得した男女職員

制度等の利用への嫌がらせ型

男女雇用機会均等法が対象とする 制度又は措置

育児·介護休業法が対象とする制度 又は措置

- ・妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置
- ・坑内業務の就業制限及び危険有害 業務の勤務制限
- •産前休業
- ・軽易な業務への転換
- ・変形労働時間制での法定労働時間を超える労働時間の制限、時間外労働及び休日労働の制限、時間外労働及び休日労働の制限並びに深夜業の制限
- •育児時間

- •育児休業
- •介護休業
- 子の看護休暇
- •介護休暇
- ・ 所定外労働の制限
- ・時間外労働の制限
- ・深夜業の制限
- ・育児のための所定労働時間の短縮 措置
- 始業時刻変更等の措置
- ・介護のための所定労働時間の短縮 等の措置

制度等の利用への嫌がらせ型の典型例

(1)解雇その他不利益な取扱いを示唆するもの

- 産前休業の取得を上司に相談したところ、「休みをとるなら辞めてもらう」と言われた。
- 時間外労働の免除について上司に相談したところ、「勤務評定の評価は悪いと思え」と 言われた。

(2)制度等の利用の請求等又は制度等の利用を阻害するもの

- 育児休業の取得について上司に相談したところ「男のくせに育児休業をとるなんてあり得ない」と言われ、取得をあきらめざるを得ない状況になっている。
- 介護休業について請求する旨を周囲に伝えたところ、同僚から「自分なら請求しない。あなたもそうすべき」と言われた。「でも自分は請求したい」と再度伝えたが、再度同様の発言をされ、取得をあきらめざるを得ない状況に追い込まれた。

(3)制度等を利用したことにより嫌がらせ等をするもの

- 上司・同僚が「所定外労働の制限をしている人にたいした仕事はさせられない」と繰り返し又は継続的に言い、専ら雑務のみさせられる状況になっており、就業する上で看過できない程度の支障が生じている。
- 上司・同僚が「自分だけ短時間勤務をしているなんて周りを考えていない。迷惑だ」と繰り返し又は継続的に言い、就業する上で看過できない程度の支障が生じる状況となっている。

状態への嫌がらせ型

- ①妊娠したこと
- ②出産したこと
- ③産後の勤務制限の規定により勤務できず、又は産後休業をしたこと
- ④妊娠又は出産に起因する症状により勤務できないこと若しくはできな かったこと又は勤務能率が低下したこと
- ※「妊娠又は出産に起因する症状」とは、つわり、妊娠悪阻、切迫流産、 出産後の回復不全等、妊娠又は出産をしたことに起因して妊産婦に 生じる症状をいいます。

典型例

- (1)解雇その他の不利益な取扱いを示唆するもの
- 上司に妊娠を報告したところ「他の人を雇うので早めに辞めてもらうしかない」と言われた。
- (2)妊娠等したことにより嫌がらせ等をするもの
- 上司・同僚が「妊婦はいつ休むかわからないから仕事は任せられない」と繰り返し又は継続的に言い、仕事をさせない状況になっており、就業する上で看過できない程度の支障が生じる状況になっている。
- 上司・同僚が「妊娠するなら忙しい時期を避けるべきだった」と繰り返し又は継続的に言い、 就業する上で看過できない程度の支障が生じる状況になっている。

ハラスメントへの対応

- ◎しない
- ◎させない
- ◎ゆるさない

相談体制の拡充 (相談窓口の設 置・相談員の研修 等)

「ハラスメント ハンドブック」 の周知徹底・ 職員研修の充 早期発見•対応 ハラスメントの による事件・事故 の未然の防止、 コミュニケーショ ンの活性化

ない職場



ハラスメント相談員 ハラスメント防止ハンドブック格納先

◇【2020年度·相談員任命者】

| 氏 名。 | 所属部課↓ | 内線番号。 |
|----------|----------|--------|
| 福田成秀 | 事務課→ | 211₽ ₽ |
| 吉永亜佐子 | 事 務 課₽ | 2120 |
| 千布昭 → | 事務課(厨房)₽ | 1240 |
| 永 井 千 治。 | 医務課。 | 131. |
| 中 原 晴 代→ | 介護課。 | 221. |
| 足立豊彦 | 介護課。 | 1270 |
| 村川健司+ | 介護課。 | 130- |
| 松原秀樹。 | 介護課。 | 221. |
| 中村薫夫 | 介護課。 | 129. |
| 坂 本 裕 一→ | 介護課。 | 206, |
| | | |

★どの相談員に対しても相談・申し出ができます。(所属部課は関係ありません)+

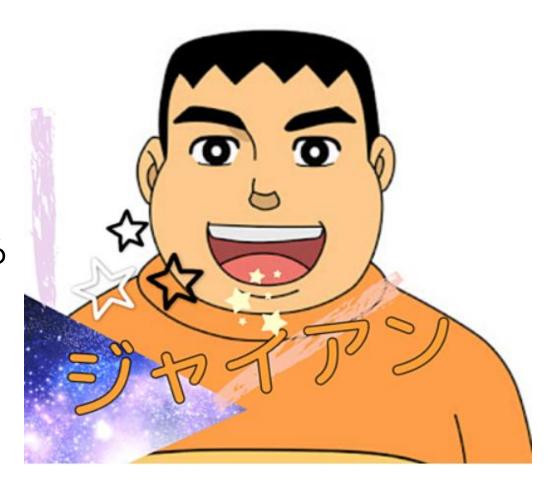
◇【規程・ハンドブック等】のデータ格納場所→

「ネットワーク(mydata)」⇒「内規・規則集」。 ⇒「ハラスメント防止規程関連」。

加害者のタイプ別の特徴

1.自己中心型

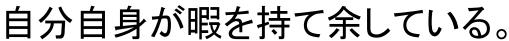
相手を怒鳴る 暴力を振るう 無理な仕事を押し付ける 価値観を押し付ける



加害者のタイプ別の特徴

2.過干渉型

細かく干渉する。 一から十まで口出しする。 他人の粗を探したがる。





加害者のタイプ別の特徴

3.無責任型・事なかれ型

何もしない。 部下や後輩に丸投げ。 業務内容を把握していない。



こんなこと思っていませんか?

「昔は問題にならなかったのに、今、なぜ問題になるのか?」

「自分は上司に厳しく育てられてきた」

「パワハラだと部下に訴えられたら業務に差し障る」

「どうやって部下を指導していっていいかわからない」

「パワハラするほうも、されるほうも性格の問題ではないか?」

「権利ばかり主張する者が増えているのではないか?」

「厳しい指導はパワハラになるのか?」

「パワハラにあたるかどうかの判断が難しい」

被害を受けないコミュニケーションのコツ

1 組織のルールや社会的マナーを守っていますか?

●自分勝手な行動を繰り返したり、権利ばかり主張したりしていないでしょうか。また不適切な行動 や声の出し方、態度など相手に不快な思いをさせるようなことはしていませんか。ルールやマナー を守らないと、上司から叱責をうけるばかりでなく、やがて仲間からも排除されてしまいます。

② ミスをしたとき、言い訳から始めていませんか?

●ミスをしたら先ずは謝りましょう。謝るのと誤らないのとでは、上司の印象は大きく変わります。 謝るということは責任を持って仕事をしているということで、言い訳ばかりしていると責任を回避 していると受け取られます。先ずは謝って、そのあとゆっくり原因や今後の対策を考えましょう。

③ まめに報告・相談をしていますか?

●誰でも自分が不安になるとイライラして、誰かにあたりたくなります。期限までに間に合わない。うまくいかないなど問題が起きそうならすぐに相談しましょう。

被害を受けないコミュニケーションのコツ(続き)

④ 「自分は正しいがあなたは間違っている」として争っていませんか?

●人は誰でも「あなたが間違っている」と言われると、気分のよいものではありません。まして、部下から言われたらメンツが保てません。「あなたが間違っている」という"You(あなた)"メッセージではなく、「私のことが誤解されているように思うのですが・・・」という"I(私)"メッセージで伝えると、相手も受け入れやすいものです。

⑤ いままでのやり方に固執していませんか?

●世の中の価値観は変わり、仕事の進め方は日々変化しています。このような社会の中で生き残るためには、組織も戦略の変更、業務改革などを行いながら、変化していかなければなりません。その結果、いままでと違う仕事の進め方や評価方法が導入されることもあるでしょう。その中で従来の仕事のやり方にこだわってばかりでは問題です。新しいことにもチャレンジしながら、よりよいものは残すという姿勢が必要です。

被害を受けないコミュニケーションのコツ(続き)

6 いいたいことをキチンと伝えていますか?

・相手は自分のことをわかってくれているはず、と勝手に思いこんでいたり、こんなことを言ったら 笑われる、心配かける、迷惑をかけられない等と一人で悩んでいませんか。自分の状況をキチンと伝 えることも、自分の責任です。不当なことを我慢ばかりしていると、「何を考えているのか分からな い奴」としてパワハラを受けてしまいます。

⑦ 自分から笑顔で声をかけていますか?

●自分は疎まれている、仲間はずれにされていると思っている人は、自分から声をかけたり、笑顔を 見せたりしていないものです。人は自分から近づいてくる人を攻撃したり、無視したりはできない もの。よい人間関係は、待っていても作れません。

ハラスメント防止に向け、職員一人一人が 日常的に心がける

- ●その言動は、自分にとって大切な人(娘、息子、夫、妻等)がされても 許せますか?
- その行為は、上司や他の人にもできますか?
- ・誰でも加害者、被害者になりうるということを自覚する
- 何を言うか、ではなく、どのように言うか・伝えるかが大切
- ・自身の言動の影響力に気づくこと
- ・相手の気持ちを尊重する